

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和元年11月12日（令和元年（行情）諮問第335号）

答申日：令和6年11月27日（令和6年度（行情）答申第656号）

事件名：「北朝鮮の核開発問題」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる190文書（以下、順に「文書1」ないし「文書190」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成16年6月14日付け情報公開第02278号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、平成16年4月20日付けで受理した異議申立人からの開示請求「「北朝鮮の核兵器開発問題」（詳細表示〔分類〕対アジア・太平洋地域外交－北東アジア－北朝鮮情勢〔作成（取得）時期〕1989年06月29日〔保存期間〕30年〔作成者〕アジア・大洋州局北東アジア課）＊開示希望対象文書は情報公開第00416号、情報公開第00476号、情報公開第00511号それぞれにおける文書。」に対し、190件の文書を特定の上、1件を開示、51件を部分開示、138件を不開示とする決定を行った（平成16年4月30日付け情報公開第01766号）。後日、この開示決定等の内容の一部に誤りがあることが判明したことから、同決定の内容を一部変更し、改めて開示決定等を行った（平成16年6月14日付け情報公開第02278号）。これに対し、異議申立人は、平成16年6月21日付けで、一部に対する不開示決定の取消し等を求める旨の異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、北朝鮮の核兵器開発問題に関して外務省アジア大洋州局北東アジア課（当時）が取得及び作成した別紙１に掲げる１９０文書である。

３ 不開示とした部分について

（１）不開示文書

ア 文書１ないし文書１７，文書２１ないし文書３７，文書３９ないし文書４４，文書４６ないし文書５２，文書５６，文書５９ないし文書６１，文書６３ないし文書６６，文書７０，文書７５，文書７７，文書８２，文書８５，文書８９ないし文書９１，文書９６ないし文書１０１，文書１０３ないし文書１０５，文書１０７ないし文書１０９，文書１１１ないし文書１１６，文書１１９ないし文書１２８，文書１３０，文書１３２，文書１３３，文書１３５，文書１３７，文書１３８，文書１４０，文書１４２，文書１４４ないし文書１４７，文書１５０ないし文書１５２，文書１５５，文書１５７ないし文書１６０，文書１６２ないし文書１６５，文書１６８，文書１７０，文書１７３，文書１７６ないし文書１８４，文書１８６，文書１８８ないし文書１９０は、北朝鮮の核兵器開発問題に関して、非公表を前提として関係国等から入手した情報，又は非公表を前提とした関係国等との協議内容に関する記述等であり，公にすることにより，我が国の安全が害されるおそれ，関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ，又は交渉上不利益を被るおそれがあるため，法５条３号に該当し，不開示とした。

イ 文書４，文書１４２及び文書１８９については，原処分における行政文書の名称を「件名を明らかにできない文書」と記していたが，改めて検討した結果，以下のとおり改める。

文書４ 「ＫＥＤＯの事務局等に関する財政負担について」

文書１４２ タマザワ玉沢防衛庁長官の訪米（ゴア副大統領との会談）

文書１８９ 北朝鮮の核疑わく問題（専門家会合）

ウ 文書５３については，法５条３号に該当するとして不開示としたが，改めて精査した結果，３枚目の電信（総番号，発受信時刻及びパターン・コード）を除く部分及び４枚目ないし７枚目については，開示可能な情報と認められることから，開示することとする。

エ 文書６８の不開示部分については，法５条３号に該当するとして不開示としたが，改めて精査した結果，１枚目の電信情報（総番号及びパターン・コード）を除く部分については，開示可能な情報と認められることから，開示することとする。

オ 文書６９については，法５条３号に該当するとして不開示としたが，改めて精査した結果，１枚目の電信情報（総番号及びパターンコード）を除く部分及び２枚目の本文７行目３文字目ないし８行目までを除く部

分については、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

カ 文書 87 については、法 5 条 3 号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、1 枚目の電信情報（総番号、発受信時刻及びパターン・コード）を除く部分については、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

キ 原処分においては、文書 129 の不開示理由は、開示決定等通知書別添の「各文書の決定理由」4 枚目上から 3 カ所目の「●」の不開示理由を適用しているが、これは、諮問庁の事務的な誤りであり、正しくは「各文書の決定理由」5 枚目上から 2 カ所目の「●」の不開示理由が該当し、決定区分は開示決定等通知書本体に記載のとおり「不開示」である。

ク 文書 131 については、法 5 条 3 号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、6 枚目ないし 7 枚目の電信情報部分以外の不開示部分については、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

ケ 文書 134 については、法 5 条 3 号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、1 枚目の電信情報部分以外、2 枚目の本文 1 行目ないし 24 行目の 23 文字目まで、28 行目ないし 31 行目、3 枚目の本文 1 行目ないし 22 行目、4 枚目の本文 21 行目ないし 32 行目及び 5 枚目の不開示部分については、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

(2) 部分開示文書

ア 文書 38、文書 45、文書 54、文書 55、文書 57、文書 58、文書 62、文書 67（2 枚目の本文中の不開示部分を除く）、文書 71 ないし文書 74、文書 76、文書 78 ないし文書 81、文書 83、文書 84、文書 86、文書 88、文書 92 ないし文書 95、文書 106、文書 110、文書 117、文書 118、文書 136、文書 139、文書 141（2 枚目本文 3 行目及び 6 枚目本文 1 行目の不開示部分を除く）、文書 143、文書 148、文書 149、文書 153、文書 154、文書 161、文書 166、文書 167、文書 169、文書 171、文書 172、文書 174、文書 175、文書 185（1 枚目本文 2 ないし 4 行目を除く部分）及び文書 187（本文以外の不開示部分）には、現在外務省が使用している電信・システムの内部の処理管理に係る情報が含まれており、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 6 号に該当し、不開示とした。

但し、改めて精査した結果、文書38、文書45、文書54、文書55、文書57、文書58、文書62、文書67、文書68、文書71ないし文書74、文書76、文書78、文書79、文書81、文書83、文書84、文書86、文書88、文書92ないし文書95、文書106、文書110、文書117、文書118、文書136、文書139、文書141、文書143、文書148、文書149、文書153、文書154、文書156、文書161、文書166、文書167、文書169、文書171、文書172、文書174、文書175、文書185及び文書187の「※総第」、「号」、「公館宛」、「公館宛」の直前の宛先公館数を示す数字、「VVVVV」及び「総番号」の記述は開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

また、文書156の1枚目パターン・コード欄の開示部分については、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

更に、文書167の開示理由は、開示決定等通知書別添の「各文書の決定理由」4頁目の3つ目の「●」の項目に該当するとしたが、これを2つ目の「●」の項目とすることに改める。

イ 文書18には、北朝鮮の核兵器開発問題に関して、非公表を前提とした関係国等との協議内容に関する記述等が含まれており、当該部分については、公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

ウ 文書19の開示部分及び文書141の2枚目及び6枚目の不開示部分（電信情報を除く）については、法5条6号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、出席者、発言者に関する情報は開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

エ 文書67の2枚目本文中の開示部分については、非公表を前提とした情報提供者に関する情報であり、公にすることにより関連事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示としたが、改めて精査した結果、公にしたとしても、そのおそれがあるとはまではいえないと判断されたことから、開示することとする。

オ 文書102について、開示決定等通知書で「部分開示」としたのは、諮問庁の事務的な誤りであり、文書102は「開示」である。

カ 原処分においては、文書172の3枚目の「起案者」欄及び「電話番号」の欄が開示としたが、改めて検討した結果、開示することとする。

キ 文書185の1枚目本文2行目ないし4行目までの不開示部分については、法5条3号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

ク 文書187の1枚目本文中の不開示部分は、法5条3号に該当すると
して不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められ
ることから、開示することとする。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、記録された内容を精査し、支障が生じない部分について
一部は開示すべきであるとして、原処分の一部取消しを求めている。しか
しながら、諮問庁は本件諮問に際し、本件異議申立てに係る対象文書を改
めて精査し、上記3のとおり一部の文書を開示することとした。他方、そ
の余の部分については、引き続き不開示とすることが妥当である。

(2) なお、過去に同一請求者から本件と同一件名で開示請求が行われ（平成
20年12月2日付け、開示請求番号2008-01050）、本件対象
文書を含む242文書につき開示決定等を行ったところ、異議申立てがな
された前例があり、その際には原処分の一部を追加開示すべきとの答申が
交付されている（平成22年7月21日付け平成22年度（行情）答申第
152号。以下「先例答申」という。）。諮問庁は本件諮問に際し、先例答
申を改めて精査し、また令和元年現在の情報公開開示基準をも踏まえ、一
部の文書を開示することとした。

5 結論

上記の論拠に基づき、原処分のうち、外務省がなお不開示とすべきとして
いる部分は、不開示を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 令和1年11月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年12月2日 | 審議 |
| ④ 令和6年10月24日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる190文書であり、本件異議申立ての対
象となるのは、全部開示とされた文書20及び文書102を除く188文書
である。

処分庁は、本件対象文書の一部を不開示とする原処分を行い、これに対し、
異議申立人は、支障が生じない部分については開示すべきであるとしている。

諮問庁は、本件諮問に当たり、上記第3の3のとおり、本件対象文書の
不開示部分のうち、別表1に掲げる部分を新たに開示するとし、その余の部分
（以下「本件不開示維持部分」という。）については、不開示理由を一部変
更した上で、その一部が法5条3号及び6号に該当するとし、なお不開示

を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会は、先例答申において、本件対象文書を含む文書を対象として、不開示情報該当性の判断を示しているところである。なお、本件対象文書と先例答申における対象文書の対応関係については、別表2のとおりである。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、本件不開示維持部分は、先例答申において諮問庁が不開示とすべきとしている部分と同一であることが認められる。

核開発問題を含む、北朝鮮情勢に鑑みると、本件不開示維持部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分については、先例答申における不開示情報該当性の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりである。

- (2) しかしながら、別表3に掲げる部分については、上記第3の3(1)イのとおり、新たに開示するとしている行政文書の名称と同一内容がそれぞれ記載されているものと認められる。

そうすると、当該部分を公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 付言

本件諮問は、異議申立て後、約15年が経過しており、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表3に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙１（本件対象文書）

- 文書１ 北朝鮮の核開発問題
- 文書２ 北朝鮮の核開発問題
- 文書３ 北朝鮮の核兵器開発問題
- 文書４ 「ＫＥＤＯの事務局等に関する財政負担について」
- 文書５ 総理訪米（北朝鮮核問題）
- 文書６ 北朝鮮の核開発問題
- 文書７ 北朝鮮の核開発問題
- 文書８ 北朝鮮核問題（日米首脳会談における取り上げ振り）
- 文書９ 北朝鮮の核開発問題
- 文書１０ 総理訪米（共同ステートメント案）
- 文書１１ 総理訪米（北朝鮮の核開発問題の取り上げ振り）
- 文書１２ 日米首脳会談（共同ステートメント案）
- 文書１３ 日米首脳会談（共同ステートメント案）
- 文書１４ 北朝鮮の核兵器開発問題（日米外相会談発言要領）
- 文書１５ 北朝鮮の核兵器開発問題
- 文書１６ 北朝鮮核開発問題
- 文書１７ 北朝鮮の核兵器開発問題（日米首脳会談：対外説明振り）
- 文書１８ 日米外相会談概要速報
- 文書１９ 日米首脳会談記者ブリーフ
- 文書２０ 村山内閣総理大臣及び河野外務大臣の米国訪問について
- 文書２１ 北朝鮮の核開発問題
- 文書２２ 北朝鮮の核開発問題（国会等における対応振り）
- 文書２３ 北朝鮮の核開発問題
- 文書２４ 北朝鮮の核開発問題
- 文書２５ 北朝鮮の核開発問題
- 文書２６ 北朝鮮の核開発問題
- 文書２７ 北朝鮮の核開発問題
- 文書２８ 北朝鮮の核開発問題
- 文書２９ 北朝鮮の核開発問題
- 文書３０ 北朝鮮の核開発問題
- 文書３１ 北朝鮮の核開発問題
- 文書３２ 北朝鮮の核開発問題
- 文書３３ 北朝鮮の核問題
- 文書３４ 北朝鮮の核問題
- 文書３５ 北朝鮮核開発問題
- 文書３６ 北朝鮮核開発問題
- 文書３７ 北朝鮮核開発問題

文書 3 8 北朝鮮核開発問題
文書 3 9 北朝鮮核開発問題
文書 4 0 第 3 回米朝会談
文書 4 1 第 3 回米朝会談
文書 4 2 第 3 回米朝会談
文書 4 3 第 3 回米朝会談
文書 4 4 第 3 回米朝会談
文書 4 5 第 3 回米朝会談
文書 4 6 第 3 回米朝会談
文書 4 7 第 3 回米朝会談
文書 4 8 第 3 回米朝会談
文書 4 9 第 3 回米朝会談
文書 5 0 第 3 回米朝会談
文書 5 1 第 3 回米朝協議
文書 5 2 第 3 回米朝協議
文書 5 3 第 3 回米朝協議
文書 5 4 第 3 回米朝協議
文書 5 5 第 3 回米朝協議
文書 5 6 第 3 回米朝協議
文書 5 7 北朝鮮核開発問題
文書 5 8 第 3 回米朝協議
文書 5 9 北朝鮮核開発問題
文書 6 0 北朝鮮核開発問題
文書 6 1 北朝鮮核開発問題
文書 6 2 米朝協議
文書 6 3 北朝鮮核開発問題
文書 6 4 北朝鮮核開発問題
文書 6 5 北朝鮮核開発問題
文書 6 6 第 3 回米朝協議
文書 6 7 北朝鮮核開発問題
文書 6 8 北朝鮮核開発問題
文書 6 9 北朝鮮核開発問題
文書 7 0 北朝鮮核開発問題
文書 7 1 北朝鮮核開発問題
文書 7 2 国務省記者ブリーフ
文書 7 3 国務省記者ブリーフ
文書 7 4 朝鮮半島情勢
文書 7 5 韓発来電

文書 7 6 北朝鮮核開発問題
文書 7 7 北朝鮮核開発問題
文書 7 8 北朝鮮核開発問題
文書 7 9 北朝鮮核開発問題
文書 8 0 北朝鮮核開発問題
文書 8 1 北朝鮮核開発問題
文書 8 2 北朝鮮核開発問題
文書 8 3 北朝鮮核開発問題
文書 8 4 北朝鮮核開発問題
文書 8 5 北朝鮮核開発問題
文書 8 6 北朝鮮核開発問題
文書 8 7 北朝鮮核開発問題
文書 8 8 北朝鮮核開発問題
文書 8 9 北朝鮮核開発問題
文書 9 0 北朝鮮核開発問題
文書 9 1 北朝鮮核開発問題
文書 9 2 北朝鮮核開発問題
文書 9 3 北朝鮮核開発問題
文書 9 4 北朝鮮核開発問題
文書 9 5 北朝鮮核開発問題
文書 9 6 韓国外務部長官の北米訪問
文書 9 7 貴大臣の南米訪問
文書 9 8 貴大臣の南米訪問
文書 9 9 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 0 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 1 第 3 回米朝協議
文書 1 0 2 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 3 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 4 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 5 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 6 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 7 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 8 北朝鮮核開発問題
文書 1 0 9 北朝鮮核開発問題
文書 1 1 0 北朝鮮核開発問題 (米高官記者ブリーフ)
文書 1 1 1 北朝鮮核開発問題
文書 1 1 2 北朝鮮核開発問題
文書 1 1 3 北朝鮮核開発問題

文書 1 1 4 北朝鮮核開発問題
文書 1 1 5 北朝鮮核開発問題
文書 1 1 6 北朝鮮核開発問題
文書 1 1 7 北朝鮮核開発問題（記者発表）
文書 1 1 8 北朝鮮核開発問題（第 3 回米朝協議対外応答要領）
文書 1 1 9 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 0 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 1 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 2 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 3 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 4 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 5 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 6 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 7 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 8 北朝鮮核開発問題
文書 1 2 9 北朝鮮核開発問題
文書 1 3 0 北朝鮮核開発問題
文書 1 3 1 北朝鮮核開発問題
文書 1 3 2 北朝鮮核開発問題
文書 1 3 3 北朝鮮核開発問題
文書 1 3 4 国連総会の際の日・NZ 外相会談
文書 1 3 5 国連総会における G 7 外相会合
文書 1 3 6 北朝鮮核開発問題
文書 1 3 7 北朝鮮核開発問題
文書 1 3 8 北朝鮮核開発問題
文書 1 3 9 国務省記者ブリーフ（朝鮮半島情勢 1 3 日）
文書 1 4 0 玉沢防衛庁長官訪米（日米防衛首脳会談）
文書 1 4 1 玉沢防衛庁長官訪米（記者ブリーフ）
文書 1 4 2 タマザワ玉沢防衛庁長官の訪米（ゴア副大統領との会談）
文書 1 4 3 北朝鮮問題（2 1 日ガルーチによるブリーフ）
文書 1 4 4 北朝鮮の核開発問題
文書 1 4 5 北朝鮮の核開発問題
文書 1 4 6 北朝鮮の核開発問題
文書 1 4 7 河野大臣とクリントン大統領との会談
文書 1 4 8 北朝鮮核開発問題（ペリー国防長官インタビュー）
文書 1 4 9 北朝鮮核開発問題（ペリー国防長官インタビュー）
文書 1 5 0 北朝鮮核開発問題（ペリー国防長官インタビュー）
文書 1 5 1 北朝鮮核開発問題

文書 1 5 2 北朝鮮核開発問題
文書 1 5 3 北朝鮮核開発問題 (N Y タイムス報道振り)
文書 1 5 4 北朝鮮核開発問題 (対外応答要領)
文書 1 5 5 南米朝鮮関係
文書 1 5 6 北朝鮮核開発問題
文書 1 5 7 北朝鮮核開発問題 (意見交換)
文書 1 5 8 北朝鮮核開発問題
文書 1 5 9 北朝鮮核開発問題
文書 1 6 0 日韓関係
文書 1 6 1 北朝鮮核開発問題 (韓国外務部長官の発言)
文書 1 6 2 北朝鮮核開発問題
文書 1 6 3 日韓外相会談
文書 1 6 4 日韓外相会談
文書 1 6 5 日韓外相会談
文書 1 6 6 北朝鮮核開発問題 (京ごう新聞による世論調査)
文書 1 6 7 北朝鮮核開発問題
文書 1 6 8 北朝鮮核開発問題
文書 1 6 9 ロ朝関係
文書 1 7 0 北朝鮮核開発問題
文書 1 7 1 北朝鮮核開発問題
文書 1 7 2 北朝鮮核開発問題
文書 1 7 3 北朝鮮核開発問題
文書 1 7 4 北朝鮮核開発問題
文書 1 7 5 北朝鮮核開発問題
文書 1 7 6 事務連絡
文書 1 7 7 北朝鮮核開発問題
文書 1 7 8 北朝鮮核開発問題
文書 1 7 9 北朝鮮核開発問題
文書 1 8 0 北朝鮮核開発問題
文書 1 8 1 北朝鮮核開発問題
文書 1 8 2 北朝鮮核開発問題
文書 1 8 3 北朝鮮核開発問題
文書 1 8 4 北朝鮮核開発問題
文書 1 8 5 北朝鮮核開発問題 (プレスステートメント)
文書 1 8 6 北朝鮮核開発問題
文書 1 8 7 北朝鮮核開発問題 (1 5 日北朝鮮の記者会見)
文書 1 8 8 北朝鮮核開発問題
文書 1 8 9 北朝鮮の核疑わく問題 (専門家会合)

文書 190 北朝鮮情勢

※文書番号は、原処分に係る行政文書開示決定等通知書の別紙の番号に合わせたものである。

別紙2（先例答申の「第5 審査会の判断の理由」及び別表の該当部分）

※先例答申における本件対象文書以外の文書については、対応しないため、省略。

2 不開示情報該当性について

- (1) 文書2ないし文書4, 文書6, 文書9ないし文書19, 文書21ないし文書24, 文書32ないし文書37, 文書43, 文書61, 文書63, 文書64, 文書66, 文書70, 文書75, 文書77, 文書82, 文書85, 文書87, 文書89ないし文書91, 文書97ないし文書100, 文書112, 文書120, 文書121, 文書125, 文書127ないし文書129, 文書132ないし文書134, 文書137, 文書140, 文書142, 文書144ないし文書147, 文書150ないし文書152, 文書155（3頁ないし7頁）, 文書157ないし文書160, 文書162ないし文書165, 文書170, 文書173（以下略）

当該文書は、北朝鮮の核開発問題に関し、平成6年6月のカーター元米国大統領の訪朝以降、米朝間で署名された「合意された枠組み」（以下「米朝合意」という。）を経て、朝鮮半島エネルギー開発機構（以下「KEDO」という。）の設立に至るまでの間、我が国が関係国と行った二国間における協議及び意見交換の内容、並びに関係国及び国際機関から提供された情報が記載されており、文書19及び（略）は部分開示、その他の文書はすべて不開示とされている。

このうち、別表の文書134の欄に掲げる部分及び文書134中の電信システムの内部の処理・管理に係る情報並びに文書87を除くその余の不開示部分には、北朝鮮情勢に関心を有する関係国及び我が国政府が行った評価及び分析、KEDO設立に関する原案段階の未成熟な検討内容、非公開を前提として関係国及び国際機関から提供された、北朝鮮の核開発に関する情報及びその分析などが詳細に記載されていることが認められる。これらを公にすると、北朝鮮情勢に対する我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国が、北朝鮮との間で核開発問題に関する交渉を将来行う際に支障を来し、核開発の脅威を阻止するための国際的な協力枠組みの実効性が損なわれる可能性があるため、我が国の安全が害されるおそれ、KEDOを支持する各国と我が国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、これらの不開示部分は法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 文書8, 文書25ないし文書31, 文書115, 文書135（以下略）

当該文書は、北朝鮮の核開発問題に関し、米朝合意を経てKEDOの設立に至るまでの間、我が国が関係国と行った多数国間における協議及び意見交換の内容が記載されており、そのすべてが不開示とされている。

当該不開示部分には、K E D O設立に関する原案段階の未成熟な検討内容、北朝鮮の核開発問題に対する対処方針に関する協議・意見交換、並びにK E D O参加招請国に関する協議の内容などが詳細に記載されていることが認められる。これらを公にすると、当該事項に関する我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国が核開発問題に関し北朝鮮との交渉を将来行う際に支障を来し、核開発の脅威を阻止するための国際的な協力枠組みの実効性が損なわれる可能性があるため、我が国の安全が害されるおそれ、K E D Oを支持する各国と我が国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該情報は法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書5、文書7（以下略）

当該文書は、K E D Oに係る予算・機構に関する検討内容が記載されており、そのすべてが不開示とされている。

(略) その余の不開示部分には、K E D O事務局の経費及び機構、K E D O設立に際しての各国への協力要請及び我が国の財政負担等に関する未成熟な検討案が記載されていることが認められる。これらを公にすると、当該事項に関する我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国が核開発問題に関し北朝鮮との交渉を将来行う際に支障を来し、核開発の脅威を阻止するための国際的な協力枠組みの実効性が損なわれる可能性があるため、我が国の安全が害されるおそれ、K E D Oを支持する各国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該情報は法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書101（以下略）

当該文書は、北朝鮮の核開発問題について取りまとめた資料であり、そのすべてが不開示とされている。

当該不開示部分には、北朝鮮の核開発問題に係る我が国の個別・具体的な分析・評価、並びにこれを踏まえたK E D O設立の合意に向けた我が国の対処方針や具体的な対応振りが記載されていることが認められる。これらを公にすると、我が国及び関係国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び関係国が核開発問題に関し北朝鮮との交渉を将来行う際に支障を来し、核開発の脅威を阻止するための国際的な協力枠組みの実効性が損なわれる可能性があるため、我が国の安全が害されるおそれ、K E D Oを支持する各国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該情報は法５条３号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (５) 文書３９ないし文書４２，文書４４，文書４６ないし文書５３，文書５６，文書５９，文書６０，文書６５，文書９６，文書１０３ないし文書１０５，文書１０７ないし文書１０９，文書１１１，文書１１３，文書１１４，文書１１９，文書１２２ないし文書１２４，文書１２６，文書１３０，文書１３１（１頁ないし５頁及び８頁ないし１０頁），文書１３８，文書１７６ないし文書１８４，文書１８６，文書１８８ないし文書１９０（以下略）

当該文書は，北朝鮮の核開発問題に関し，我が国が参加していない他国間の協議に係る情報が記載されており，文書１３１は部分開示とされ，その他の文書はすべて不開示とされている。

このうち，別表の文書５３の欄に掲げる部分並びに文書５３中の電信システム内部の処理・管理に係る情報及びＦＡＸ番号を除くその余の不開示部分には，北朝鮮の核開発問題に関する協議について，非公表を前提として関係国から内々に得られた情報が記載されており，これらの情報は相互の信頼関係がなければ入手し得ないものであるから，これらを公にすると，他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって，当該情報は法５条３号に該当し，不開示とすることが妥当である。

- (６) 文書６８，文書６９（以下略）

当該文書は，外務本省からの在外公館あての公電による指示が記載されており，そのすべてが不開示とされている。

このうち，別表の文書６９の欄に掲げる部分及び文書６９中の電信システム内部の処理・管理に係る情報並びに文書６８を除くその余の部分には，特定国間の外交交渉に関する情報収集について，外務省の具体的な指示内容が記載されていることが認められる。これらを公にすると，我が国の情報収集体制の一端が明らかとなり，他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって，当該情報は法５条３号に該当し，不開示とすることが妥当である。

- (８) 文書６７

文書６７の２頁の不開示部分には，非公表を前提として情報提供者より内々に入手した情報及び当該情報提供者を推察する手掛かりとなり得る情報が記載されている。これを公にすると，外務省の情報入手経路及び情報収集手段の一端が推察され，悪意を有する相手方による情報操作ないし情報かく

乱を容易にさせる可能性があるなど、国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該情報は法５条３号に該当し、同条６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (１１) 文書３８，文書４５，文書５３ないし文書５５，文書５７，文書５８，文書６２，文書６７ないし文書６９，文書７１ないし文書７４，文書７６，文書７８ないし文書８１，文書８３，文書８４，文書８６ないし文書８８，文書９２ないし文書９５，文書１０６，文書１１０，文書１１７，文書１１８，文書１３１，文書１３４，文書１３６，文書１３９，文書１４１，文書１４３，文書１４８，文書１４９，文書１５３ないし文書１５６，文書１６１，文書１６６，文書１６７，文書１６９，文書１７１，文書１７２，文書１７４，文書１７５，文書１８５，文書１８７（以下略）

当該文書には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されており、当該部分が不開示とされている。

外交事務は、高度の政治的・政策的判断及び対外関係上の専門的・技術的判断を伴うものであり、その特殊性を考慮すれば、当該部分を公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該情報は法５条３号に該当し、同条６号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

別表（開示すべき部分の該当部分）

文書番号	開示すべき部分
文書５３	３ページのうち、電信システム内部の処理・管理に係る情報を除く、その余の部分すべて。 ４頁及び５頁のうち、欄外上部のＦＡＸ番号を除く、その余の部分すべて。 ６頁及び７頁すべて。
文書６８	１ページのうち、電信システム内部の処理・管理に係る情報を除く、その余の部分すべて。 ２頁すべて。
文書６９	１ページのうち、電信システム内部の処理・管理に係る情報を除く、その余の部分すべて。 ２頁のうち、２．の項の記載を除く、その余の部分すべて。
文書８７	１ページのうち、電信システム内部の処理・管理に係る情報を除く、その余の部分すべて。 ２頁ないし９頁すべて。

文書 1 3 4	1 頁のうち， 電信システム内部の処理・管理に係る情報を除く， その余の部分すべて。 2 頁のうち， 2. の項の 2 行目 2 4 文字目ないし 5 行目末尾及び欄外上部の電信システム内部の処理・管理に係る情報を除く， その余の部分すべて。 3 頁及び 4 頁のうち， 3. の項の記載及び欄外上部の電信システム内部の処理・管理に係る情報を除く， その余の部分すべて。 5 頁のうち， 欄外上部の電信システム内部の処理・管理に係る情報を除く， その余の部分すべて。
----------	---

別表 1 (諮問庁が新たに開示している部分)

番号	文書番号	新たに開示する部分
1	文書 5 3	3 枚目の電信 (総番号, 発受信時刻及びパターン・コード) を除く不開示部分
2		4 枚目ないし 7 枚目の不開示部分
3	文書 6 8	1 枚目の電信情報 (総番号及びパターン・コード) を除く不開示部分部分
4	文書 6 9	1 枚目の電信情報 (総番号及びパターンコード) を除く不開示部分
5		2 枚目の本文 7 行目 3 文字目ないし 8 行目までを除く部分
6	文書 8 7	1 枚目の電信情報 (総番号, 発受信時刻及びパタン・コード) を除く不開示部分
7	文書 1 3 1	6 枚目ないし 7 枚目の電信情報部分以外の不開示部分
8	文書 1 3 4	1 枚目の電信情報部分以外の不開示部分
9		2 枚目の本文 1 行目ないし 2 4 行目の 2 3 文字目まで, 2 8 行目ないし 3 1 行目の不開示部分
1 0		3 枚目の本文 1 行目ないし 2 2 行目の不開示部分
1 1		4 枚目の本文 2 1 行目ないし 3 2 行目の不開示部分
1 2		5 枚目の不開示部分
1 3	文書 3 8, 文書 4 5, 文書 5 4, 文書 5 5, 文書 5 7, 文書 5 8, 文書 6 2, 文書 6 7, 文書 7 1 ないし文書 7 4, 文書 7 6, 文書 7 8, 文書 7 9, 文書 8 1, 文書 8 3, 文書 8 4, 文書 8 6, 文書 8 8, 文書 9 2 ないし文書 9 5, 文書 1 0 6, 文書 1 1 0, 文書 1 1 7, 文書 1 1 8, 文書 1 3 6, 文書 1 3 9, 文書 1 4 1, 文	「※総第」, 「号」, 「公館宛」, 「公館宛」の直前の宛先公館数を示す数字, 「V V V V V」及び「総番号」の不開示部分

	書 1 4 3, 文書 1 4 8, 文書 1 4 9, 文書 1 5 3, 文書 1 5 4, 文書 1 5 6, 文書 1 6 1, 文書 1 6 6, 文書 1 6 7, 文書 1 6 9, 文書 1 7 1, 文書 1 7 2, 文書 1 7 4, 文書 1 7 5, 文書 1 8 5 及び 文書 1 8 7	
1 4	文書 1 9	不開示部分の全て
1 5	文書 6 7	2 枚目本文中の不開示部分
1 6	文書 1 4 1	2 枚目の不開示部分（電信情報を除く）
1 7		6 枚目の不開示部分（電信情報を除く）
1 8	文書 1 5 6	1 枚目パターン・コード欄の不開示部分
1 9	文書 1 7 2	3 枚目の「起案者」欄及び「電話番号」の欄
2 0	文書 1 8 5	1 枚目本文 2 行目ないし 4 行目までの不開示部分
2 1	文書 1 8 7	1 枚目本文中の不開示部分

※当審査会事務局において整理した。また，番号 1 3 に，記載漏れの文書 1 5 6 を追記した。

別表 2（先例答申の対象文書と本件対象文書の対応関係）

平成 22 年度（行情） 答申第 152 号	令和元年（行情） 諮問第 335 号
文書 2	文書 1
文書 3	文書 2
文書 4	文書 3
文書 5	文書 4
文書 6	文書 5
文書 7	文書 6
文書 8	文書 7
文書 9	文書 8
文書 10	文書 9
文書 11	文書 10
文書 12	文書 11
文書 13	文書 12
文書 14	文書 13
文書 15	文書 14
文書 16	文書 15
文書 17	文書 16
文書 18	文書 17
文書 19	文書 18
文書 20	文書 19
文書 21 ないし文書 190	文書 21 ないし文書 190

※先例答申における本件対象文書以外の文書については，対応しないため，省略。

別表 3 開示すべき部分

文書番号	開示すべき部分
文書 4	件名部分
文書 1 4 2	同 上
文書 1 8 9	同 上